



11年法律第117号。同項において「法」という。)第5条第2項第5号に規定する事業契約を締結する日までとする。

(会長)

**第4条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 審査会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務等)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、新川こども施設の整備及び運営についての法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、当該民間事業者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

(庶務)

**第8条** 審査会の庶務は、地方創生局において処理する。

(細則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県栽培漁業センター条例施行規則を公布する。

令和5年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県規則第7号

富山県栽培漁業センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、富山県栽培漁業センター条例（令和5年富山県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

**第2条** 条例第5条第1項の規定により富山県栽培漁業センター（以下「栽培漁業センター」という。）の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から利用しようとする日の2週間前までの間に、富山県栽培漁業センター施設等利用承認申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。ただし、知事が栽培漁業センターの施設等の利用に支障がないと認める場合は、この限りでない。

(利用の変更)

**第3条** 条例第5条第1項の規定により栽培漁業センターの施設等の利用の承認を受けた者（第7条において「利用者」という。）は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、富山県栽培漁業センター施設等利用変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(利用の承認に付する条件)

**第4条** 条例第5条第3項の規定により利用の承認に付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用の目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 利用を終えたときは、直ちに施設を原状に回復すること。
- (3) 利用する権利を他人に譲渡しないこと。
- (4) その他富山県栽培漁業センター所長が指示した事項を守ること。

(休所日)

**第5条** 栽培漁業センターの休所日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休所日以外の日に休所し、又は休所日に開所することができる。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号及び第3号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）（5月1日から10月31日までの間に限る。）
- (2) 日曜日及び土曜日（5月1日から10月31日までの間を除く。）
- (3) 休日（5月1日から10月31日までの間を除く。）
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（利用時間）

**第6条** 栽培漁業センターの利用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（損害賠償）

**第7条** 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償するものとする。

（細則）

**第8条** この規則に定めるもののほか、栽培漁業センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月28日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 条例附則第2項に規定する利用の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の規定の例により行うものとする。

## 様式第1号（第2条関係）

## 富山県栽培漁業センター施設等利用承認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

富山県栽培漁業センターの施設等を利用したいので、富山県栽培漁業センター  
条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、私（法人その他の団体にあつては、当該法人又は団体及びその役員）は、  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条  
第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び富山県暴力団排除  
条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号に掲げる  
者のいずれにも該当しないことを誓約します。

利用日	年 月 日
利用時間	時 分から 時 分まで
利用する施設	研修室
利用する附属設備	
利用の目的	
その他必要な事項	

## 様式第2号（第3条関係）

## 富山県栽培漁業センター施設等利用変更承認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務  
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで富山県栽培漁業センターの利用の承認を受けま  
したが、次のとおり利用を変更したいので申請します。

事項	変更前	変更後
利用日	年 月 日	年 月 日
利用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
利用する施設	研修室	研修室
利用する附属設 備		
利用の目的		
その他必要な事 項		

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

**富山県告示第122号**

家畜伝染病予防法に基づく検査の実施について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

令和5年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

2 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

3 腐<sup>そ</sup>蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐<sup>そ</sup>蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

(3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

4 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

(3) 検査の方法



臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、  
ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

5 オーエスキー病

(1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

6 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

7 豚熱

## (1) 実施の目的

豚熱の免疫付与状況等を確認するため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

## (3) 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 8 アフリカ豚熱

## (1) 実施の目的

アフリカ豚熱の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし

## (3) 検査の方法

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づく方法

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

## 9 アカバネ病

## (1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県内全域

**富山県告示第123号**

家畜伝染病予防法に基づく注射の実施について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により家畜の所有者に対し次のとおり注射を受けることを命じ、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により公示する。

令和5年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし

## 4 実施の期日

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

## 5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

## 富山県告示第124号

## 道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 304号	南砺市荒木5526番3から 南砺市荒木3001番1まで	変更前		最大 36.9 最小 8.7	492.0	砺波土木 センター
		変更後		最大 36.9 最小 16.0	492.0	
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市立野脇字鍋所谷9 番3から 南砺市立野脇字鍋所谷9 番3まで	変更前		最大 8.4 最小 6.6	30.7	砺波土木 センター
		変更後		最大 22.6 最小 10.1	30.7	
県道 福光福岡線	南砺市岩木 795番から 南砺市岩木 795番まで	変更前		最大 10.9 最小 8.2	58.6	砺波土木 センター
		変更後		最大 12.6 最小 10.0	58.6	
県道 福光停車場線	南砺市荒木5299番5から 南砺市荒木5598番5まで	変更前		最大 16.0 最小 16.0	10.5	砺波土木 センター

	南砺市荒木5299番5から 南砺市荒木5297番4まで	変更後		最大 16.0 最小 16.0	5.6	
県道 才川七法林寺 線	南砺市中ノ江 357番から 南砺市中ノ江 100番まで	変更前		最大 11.9 最小 7.8	64.2	砺波土木 センター
	南砺市中ノ江 357番から 南砺市中ノ江 102番まで	変更後		最大 15.5 最小 8.0	64.2	

富山県告示第125号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市立野脇字鍋所谷9番5から 南砺市立野脇字鍋所谷9番5まで	令和5年3月17日	砺波土木 センター
県道 福光福岡線	南砺市岩木 794番から 南砺市岩木 794番まで	令和5年3月17日	砺波土木 センター
県道 才川七法林寺 線	南砺市中ノ江 357番から 南砺市中ノ江 102番まで	令和5年3月17日	砺波土木 センター

**富山県告示第126号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

高岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

5・5・405号 牧野河川公園

3 事業地

収用の部分 なし

使用の部分 高岡市上牧野地内

4 事業施行期間

平成27年12月25日から令和10年3月31日まで